

論説

中国児童福祉システム： 基本的構成と発展する方向

李 程

- 一 歴史的経緯
- 二 システムの枠組み
- 三 児童福祉の実務
- 四 現状から見られる問題
- 五 今後の課題

一 歴史的経緯

1949 年以降、中国の児童福祉システムの形成と実践活動の展開は、大きく分けて以下四つの段階に分けられる。

(一) はじまり(1949-1965)

戦争の終結に伴い、1949 年 10 月に中華人民共和国が成立し、中国社会が直面する主な任務は社会主義経済の発展と人民民主政権の強化であった。児童は社会主義事業の未来建設者と後継者に位置付けられ、児童福祉問題は党と国家から重視されている。なお、この時期において、中国は三年間の自然災害を受け、農業とはじめとして経済社会全体の発展は深刻な影響を受けた。

こうした背景に、中国政府は女性が積極的に生産労働に参加することを奨励するとともに、一方、託児所、幼稚園など学前教育インフラの整備と教員養成に着手しはじめ、公共衛生事業と児童保健事業の発展にも力を入れていた¹⁾。こうした国の政策と実務での試みを契機として、中国の児童福祉システムが形成しはじまり、その分野は児童生活の基本領域に及んでいた。ただし、経済と社会発展レベルは高くないという制限もあり、児童福祉スタッフの専門化レベルが低く、児童福祉システムはより幅広い領域とより高いレベルの二つの次元に向かってさらに発展することは課題となった。

(二)一時中断期(1966-1976)

1966年に十年間も続いた中国文化大革命がはじまり、この時期の児童福祉システムの発展および実践の展開は文化大革命の影響を深く受けられ、一時に停滞する状態となっていた。全国各地の児童福祉施設は政治運動によって、これまで続いた仕事の成果は持続しにくい状況にあった。

(三)再び構築時期(1977-1989)

1977年以降、一時中断した中国の児童福祉システムは再び構築され、そして着実に発展する段階に入った。民政部を中心とする政府機関及び共産主義青年団、全国婦人連合会などの社会組織は児童福祉領域にこれまで中断された原因を反省しつつ、いわゆる解放思想という活動を幅広く展開しており、国と社会は児童福祉に関する政策を積極的に改善し、実践においても児童福祉に関する仕事は回復されることができた。

(四)急速発展時期(1990-)

この時期は中国の児童福祉実務が急速に発展し、児童福祉システムの整備がさらに進む時期である。中国が国連「子どもの権利条約」に加入したことを背景に、中国の児童福祉システムには国際的要素を取り入れられ、制度の整備に著しい成果を収めた。1991年及び1999年に『未成年者保護法』、『未成年者犯罪予防法』が相次いで公布された。実務には、児童福祉活動に参加

する主体がますます多様化しており、その主体に政府機関、共青团、婦人連合会、各種ファンド、民間団体及び宗教団体などが含まれる²。なお、児童福祉実務は繁栄しつつある一方、長期にわたって存在していた多機関（または組織）監督管理による各機関（または組織）の職責がはっきりされていない不足が無視できないところである。児童福祉の科学的な専門化分業及び専門スタッフの育成は児童福祉システムのさらなる完備にとって不可欠なことである。

二 システムの枠組み

（一）「中国児童発展要綱」

中国が国連「子どもの権利条約」に加入した後、国務院（すなわち中央政府）は1992年に「90年代中国児童発展要綱（1991-2000）」（以下「1991年要綱」と称する）を公表し、その続きとして、2001年と2011年に「中国児童発展要綱（2001-2010）」（以下「2001年要綱」と称する）と「中国児童発展要綱（2011-2020）」（以下「2011年要綱」と称する）をそれぞれ公表した。以上の要綱は「子どもの権利条約」の方針に基づく中国における児童の権利保障に関する全体的な行動計画と位置付けられる。大まかにいうと、「中国児童発展要綱」に定める中国の児童政策は児童の生存、児童の保護と児童の発展の三つの面に分けられる。さらに具体的にいうと、児童の生存は母子保健、児童食品の安全などの分野に及んでおり、児童の保護は障害児の医療、福祉などの問題に関心を持っており、児童の発展という面には義務教育の普及や教育経費の保障などが含まれている。

「中国児童発展要綱（2011-2020）」を例として考察すると、そこに定めている児童の生存政策は子どもの食品の安全保障、子どもへの安全教育などを含む。また、要綱は子ども向けのおもちゃ、子ども生活用品などの欠陥製品の回収制度、学校と幼稚園の安全及び衛生監督制度、学校での傷害事件の緊急対処制度の構築と健全化を提案する³。都市化の進んでいる中、数多くの地

方の人々が都市に移すことに伴い、親とともに都市に来る子どもたちの権利保障の問題は出てくる。要綱はこれらの子どもたちと妊娠婦に対して関心を持ち、妊娠出産婦の死亡率の低減や移してくる児童の保健管理の向上、義務教育の保障などという居住先の政府責任を強調する。

難しい生活環境にいる児童（いわゆる弱者児童）の保護は中国児童福祉政策の最も重要な部分であり、これは児童福祉政策の補足的という特徴を表している。1949年から、中国の弱者児童向けの保護政策は絶えない改善と発展のプロセスを経験していた。1991 要綱には、障害児の保護、ひとり親家庭の子どもへの保護、放浪児と経済的困難ある家庭の子どもへの保護など、弱者児童に特別な配慮を与えている。2001 要綱には、弱者児童の社会保障の仕組みの整備に触れたが、具体的な措置が欠けており、2011 綱要は 2001 要綱の定める保護対象の範囲がさらに広げ、重病を患った児童や孤児、障害児などのように、より細かく分けている⁴。その中、保障政策に国と政府の責任を強化し、受刑者の子どもの代替養護制度の確立や孤児社会保障政策の実施など、いずれも弱者児童保護に対する福祉システム構築の基礎を提供している。

学校教育について、政府は国民の教育水準はまだ低いという状況を直面していたため、学校教育の中心を義務教育の普及に置いたが、なお幼稚園教育や障害児の教育をはじめとするいわゆる特別教育にも配慮した。九年間の義務教育を全面的に普及させ、すべての児童が教育を受ける権利を保障するという国の目標を目指して、政府は義務教育の普及において大きな成果を収めており、教育の公平は保障されている。2001 要綱は 0-3 歳の早期教育、幼稚園教育、高校段階の教育、特殊教育及び地方から都市に移してきた子どもの教育に触れ、教育はすべての児童にとって公平のまた可及的という目標を提出する。その上、2011 要綱は基本的な公共教育（public education）の公益性と普遍性を強調し、基本的な公共教育サービスの均等化の促進を提案することなどから、政府の公共政策における公平との基本的な方向を示している

⁵。

（二）国レベルの法律など

①『憲法』の定める児童福祉に関する条文、②児童福祉と児童保護の分野

に関する法律、③児童福祉と児童保護の分野に関する法規などから中国の児童福祉制度は構成されている。児童福祉に関して、『憲法』に「国が青年、少年、児童を育成することに努め、道徳、知力、体質などの面で全面的な発展を促す」という目標は提出され、「婚姻、家庭、母親と子どもは国からの保護を受ける」、また「婚姻の自由を破壊することを禁止し、老人、女性と子どもを虐待することを禁止する」などと定められる。児童福祉と児童保護の分野に関する法律には、「食品衛生法」や「母子保健法」、「未成年保護法」、「義務教育法」などが挙げられる。このほか、国務院と各地方の立法機関も児童福祉と児童保護の分野に関して各種の法規を制定した。その中、国務院の定めた法規は行政法規といわれ、地方立法機関の定めた法規は地方法規といわれ、それは政府政策の主体部分となりうる⁶。国務院は国を代表して社会の管理を実施し、社会サービスを提供する主体であり、国務院が制定及び実施する行政法規に条例、規定、要綱など具体的なタイプに分けられる。

（三）地方政策及び地方レベルの規定など—北京市を例として

北京は中国の首都で、中国の政治及び文化の中心として、北京市の児童福祉政策は全国において良い基礎と高いレベルを有する。北京市は早い時期から、児童福祉施設への補助、児童医療の援助、難しい生活環境にいる児童生活の保障、教育などについて関連政策を発表した。さらに、難しい生活環境にいる児童の類別保障制度を確立して、身体的不自由や貧困などといった類別を定め、児童の異なるニーズによって保障を提供する。また、政策の整備とともに、児童福祉行政機関の専門化は実現した。2017年12月20日に、北京市民政局の下で児童福祉と保護処といわれる専門機関が設立され、それは全国において初めての省レベルの民政局に設立された児童福祉専門機関である。児童福祉と保護処のお仕事は主に北京市の児童養護登録、児童福祉と未成年者保護に関する発展計画と政策を立案及び実施する。児童養護登録、児童福祉と未成年者保護情報化建設業務を推進する。

表 1 北京市児童福祉に関する主な政策及び規定（2020 年 10 月まで）

文書作成時	政策または規定
2006 年 2 月 5 日	『北京市政府による里親家庭管理に関する規定』
2007 年 3 月 30 日	『北京市民政局による新版養育登録証の使用に関する通知』
2007 年 9 月 13 日	『北京市民政局による児童福祉証の発行に関する通知』
2007 年 11 月 8 日	『北京市政府による児童福祉施設建設の補助金の給付に関する通知』
2008 年 4 月 3 日	『北京市政府による特別困難のある障害児に対する手術回復のために長期的な補助メカニズムを構築する意見』
2010 年 7 月 20 日	『北京市政府による収入の低い家庭にいる生徒の教育援助に関する通知』
2011 年 4 月 25 日	『北京市政府による孤児の基本生活費の支給に関する事項の通知』
2012 年 2 月 8 日	『北京市政府による放浪児の学校送り迎えに関する特別行動を実施する通知』
2013 年 9 月 18 日	『北京市政府による「放浪児を学校に戻させよう」という特別行動の実施に関する通知』
2015 年 12 月 30 日	『北京市政府による里親養育を児童福祉施設収容に変えることを促進する意見』
2016 年 6 月 13 日	『北京市政府による難しい生活環

	境にいる児童に対する分類保障制度を構築する意見』
2016年9月28日	『北京市民政局による親の出稼ぎで家に残される児童を対象に特別保護活動を行う通知』
2017年1月12日	『北京市政府による難しい生活環境にいる児童及び親の出稼ぎで家に残される児童に対する保障の強化に関する意見』
2018年2月26日	『北京市民政局, 北京市公安局, 北京市財政局などによる遺棄された乳児を救助する仕事を実施する意見』
2018年9月20日	『北京市民政局による北京市の里親家庭に対する養育能力評価実施細則（試行）の公布に関する通知』
2018年10月12日	『北京市政府による孤児と事実上後見人がいない児童の医療保障に関する通知』
2019年1月7日	『北京政府による障害児リハビリサービス制度の整備に関する意見』
2019年12月9日	『北京市財政局による難しい生活環境にいる児童の生活費基準の調整に関する通知』
2020年10月7日	『北京市民政局による「福彩夢」という孤児奨学プロジェクトの実施に関する通知』

三 児童福祉の実務

（一）児童の健康

中国は子どもの健康を保障し、乳幼児の死亡率を下げるために、都市と農村をカバーする児童健康サービスシステムを構築することで、児童医療保健サービスの品質と能力を向上させることに努めている。統計データ⁷⁾によると、2017年までに、全国に約3000か所の女性と子ども向けの専門保健病院（いわゆる婦幼保健院）があり、約35万人の専門医、看護師が直接に女性と子供の保健と医療活動に従事している。実務では、女性と子ども向けの専門保健病院を中心とし、大中型医療機関と関連科学研究教育機関を技術支援とする性と子どもの健康サービス体系が形成される。その成果について、2019年为例として見ると、赤ちゃんの死亡率と5才以下の幼児の死亡率はそれぞれ5.6‰、7.8‰で、2011年要綱の定める10‰と13‰の基準を下回ることができた。ここ数年間、国は乳幼児の早期基本保健措置の拡大を重視し、児童の体質を強化することが実現した。2019年に、5才以下の子供の低体重率、成長の遅れ率はそれぞれ1.37%、1.12%で、いずれも2011年要綱の定める7%以下、5%以下の基準をはるかに下回っている。

国は児童免疫の普及にも力を入れている。1978年から国家免疫計画を発表してからのここ数年、国、省、市、県の四つレベルの免疫計画をカバーする児童免疫管理体系が創立され、県、郷、村の三つレベルの予防接種のサービスネットワーク及び児童免疫計画の情報システムが構築された。また、2004年に『伝染病予防法』が改正され、子どもの基本項目にあたる予防接種の費用は全て国が負担するようになった。2007年、国の免疫計画の予防接種の種類は12種類の伝染病を予防するまで拡大し、国連児童基金会、国家統計局などの統計と分析によると、2019年、97%を超える適齢児童が国の免疫計画に組み入れられたワクチンを接種した⁸⁾。

（二）児童の教育

幼稚園で良い教育を受けることによって、子どもの好奇心と勉強の興味を刺激し、社会性を発展させることに重要な影響を与える。2011年から2019年まで、中国は県単位で三期にわたって幼稚園教育三年間行動計画を実施する

ことで、3～6才児の教育発展は新たな段階に入っている。2019年までに、全国の公立幼稚園は約10.8万校であり、私立幼稚園は約17.3万校であり、幼稚園在園児童数は約491.6万人、専任教員は約276.3万人に達している⁹。

小学校段階と中学校段階を含める九年間義務教育は全面的な普及を実現している。2011年、中国は九年間義務教育普及という戦略的目標を全面的に達成し、その上に義務教育の品質向上を主とする均衡発展の新たな段階に入ると宣言した。2013年、国は義務教育の均衡発展政策をスタートさせ、基本的に均衡の取れた県の監督と評価の認定業務を行い、2017年までに、全国範囲で合わせて2379県の義務教育の発展は基本的な均衡を実現し、全国すべての県数の81%を占めている。2019年を例として見ると、全国の小学校約16万校であり、中学校は5.2万校であり、義務教育段階の小中学校の数は約21.2万校に達している。全国の小学校の専任教師は約626.9万人であり、中学校の専任教師は約374.7万人であり、合わせて約1001.6万人である。全国の小学生は約1.06億人であり、中学生は約0.48億人であり、義務教育の段階にいる学生は合わせて約1.54億人である¹⁰。

高校教育について、ここ数年その規模が拡大し続けている。義務教育を普及させた上で、高校段階の入学率は引き続き上昇している。2019年までに、全国において高校の数が24375校あり、全国の高校在学学生は3994.9万人である¹¹。現在、国は高校教育の普及率を高めるとともに、学校運営の条件保障を強化し、教育の質を向上させ、それに中等職業教育向けの学生募集の割合を向上させることを提案している。

（三）児童の救助

難しい生活環境にいる子どもや浮浪児、障害児などに対して、中国は多くの児童救助保護施設を設立した。2019年までに、全国において児童救助保護施設が約686カ所ある。近年、児童救助保護施設の収容規模は拡大しており、2009年の288人から2018年の1359人までに増えた¹²。

また、孤児の生活は引き続き改善されており、孤児の数はここ数年減少傾向にあった。2019年までに、全国の孤児の数は23.3万人であり、前の年より約7.2万人減少した。そのうち、6.4万人の孤児は集中的に養育されてい

る。国は孤児生活保護のレベルを向上させ、2019 年中央財政による孤児基本生活費の補助基準は 50% 向上し、毎月集中養育孤児一人当たりの基本生活保護の平均基準は 1499.2 元で、孤児の生活品質は明らかに改善された¹³。

（四）法的保護

1990 年代から、児童権益保護に関する法律、法規、政策は段々完備されている。2020 年、国は『未成年者保護法』と『未成年者犯罪予防法』をそれぞれ改正し、法によって未成年者の権益を確実に保護し、未成年者の違法犯罪行為を予防する道を歩んでいる。そして、国は小中学校の給食の安全と栄養などに関連する管理規定を制定し、未成年者の健康を保障する。各地方の政府は農村部に置き去りにされた子どもなどのケアサービスを健全化することに努めている。

四 現状から見られる問題

（一）農村部に置き去りされた児童の問題

民政部 2018 年のデータ¹⁴によると、全国で親の出稼ぎで農村部に置き去りされた児童の数は約 697 万人いる。保護の状況について、それらの子どもは祖父母に面倒を見てくれるのが約九割であり、残りの約一割は親戚などに面倒を見てくれる。年齢について、6～13 才の子どもは最大規模で、中国各省のデータはいずれも 50% を超えている。具体的なデータが示しているのは、0～5 才児 21.7% で、6～13 才児 67.4% で、14～16 才児 10.9% で、そのうち、89.1% は 14 才以下の子どもである。入学状況について、2018 年に義務教育段階の子どもの割合は 78.2% である。

農村部に置き去りされた児童は以下の問題を直面している。まず、教育の面では、農村の留守児童は義務教育の段階で家庭の社会化が不足し、親の制約が不足し、学習目的が明確ではなく、学習習慣が悪い、学校をサボる、中退するなどになりやすい。次に、性格と行為に偏りが出やすい。また、これらの子どもが不良行為や犯罪行為などをする可能性が高い。親の保護と教育

が常に足りない場合、子どもは認識の偏りと社会の不適切な影響を受け、犯罪の道に進みやすい。

（二）障害児の問題

障害児の医療費と扶養コストが高いことで、障害児は遺棄される問題が深刻である。家族に世話をしてくれる障害児の合法的権益も保障されにくい可能性がある。社会福祉の観点から、障害児を育てている家庭は、国や社会からの支援が得られなければ、障害児の生存状況を実質的に改善することができない。現在、中国では障害児家庭のサポートが足りないため、障害児サービスは主に家族内の力で解決しかない。障害児の教育について、教育部 2013 年教育事業統計公報によると、全国の就学していない障害児は約 8.5 万人であり、障害児の義務教育就学率は 72.7% だけである。障害児のリハビリについて、2015 年の調査結果によると、障害児のうちにリハビリニーズがある人の割合が 59.6% で、リハビリサービスが得られたのは 20% に満たない。障害児のリハビリは国の社会保障に盛り込まれていないため、継続的で安定したサポートは欠けている。憲法上では障害者を差別することを禁止するが、障害児の生活している社会環境は厳しいところが多く、教育などの面で差別されることは十分に解決していない問題である。

（三）地域発展のアンバランス

長い間の都市と農村の格差で、中国で都市と農村の異なるいわゆる二元的社会福祉制度が構築されている。都市の子供はより優れた健康管理、基礎教育とより良い生活環境に囲まれている。改革開放政策を実施して以来、東部地域は地理的に優れているし、国からより多くの政策的支援もあり、経済発展は速く、中西部地域と次第に格差を開けてきた。経済基盤の影響で、東部、中部、西部の児童福祉にも大きな差があり、東部の児童福祉経費支出、専門化サービス水準などはより高い水準にある。国は財政支出などで児童福祉の均等化に取り組む試みをしているが、都市部と農村部の間、東部地域と中西部地域の間には依然として大きな隔たりが存在するのは現状である。

2018 年に赤ちゃんの死亡率と 5 才以下の子どもの死亡率を例として見る

と、全国農村の赤ちゃん死亡率は 7.3%であり、都市部の赤ちゃん死亡率は 3.6%であり、農村は都市部の倍以上である¹⁵。また、全国の農村部の 5 才以下の子ども死亡率は 10.2%であり、都市部の 5 才以下子どもの死亡率は 4.4%である。5 才以下の子ども死亡率の地域間格差も大きく、東部地域は 4.2%、中部地域は 7.2%、西部地域は 12.7%で、西部地域は中部地域よりおよそ 1 倍近く、東部地域より 2 倍以上高かった¹⁶。それに、都市部と農村部の間、東部地域と中西部地域の間で教育の面における大きな格差がある。都市部と東部地域は経済がより発達しているため、より多くの教育経費をインフラ建設や教員養成と課程改革などに用いられる。それに対して、農村部と中西部地域は教育経費が不足であるため、教育の質を向上させることにさまざまな制限を直面している。

五 今後の課題

(一) 児童福祉政策の再構築

改革開放政策を実施してからの長い間、中国の児童福祉政策は典型的な「補充型」であり、基本的に障害児や孤児などの保護を行うことを目指して、児童養護施設を設けた。「補充型」児童福祉政策は特別な需要を持つ子どもを保護対象とする。しかし、こうした施設を中心に福祉政策を実施するモードは、これから社会また家庭における児童のさまざまな問題に十分対応できい不足がある。孤児や障害児などを児童養護施設に収容して教養することは、そのほかに多くの難しい生活環境にいる児童を無視していた。それで、「補充型」児童福祉政策の下での保護範囲と保障のレベルは、すでに全ての児童のニーズに適応するのが困難である。

経済の発展とともに、今後中国の児童福祉政策の目標はいわゆる適度な「普惠型」児童福祉システムの構築であると考えられる。適度な「普惠型」児童福祉政策とは、国が社会改革時期の「補充型」児童福祉政策の保護範囲が狭く、福祉サービスが単一で、保障のレベルが低いなどの不足を改善するために打ち出した革新的な児童福祉政策である。「普惠型」とは、児童全体をカ

バーする普遍的な福祉政策の確立を意味する。「普惠型」は「補充型」に対して、児童に対して統一的な福祉の基準を実施し、全面的に無差別な福祉サービスを提供することをいう。ただし、中国はまだ社会主義の初級段階にあり、徹底的な「普惠型」児童福祉政策を実施する条件が不十分であるため、「普惠型」児童福祉政策に対する理解と実施することに「適度」を置くべきである。適度とは、主に以下の点に表れている。まず、児童福祉の保護範囲に対する適度である。現段階では、児童の福祉はすべての子どもに無差別であるべきではない。前述したように、都市部と農村部の間、東部地域と中西部地域の間には格差があって、経済の発達している都市部と東部地域では、多くの家庭が自分の力で子供の教育や医療などの問題を解決できる。中国は児童福祉だけでなく、国の財政で相当な福祉支出をしているため、財政経費に限界があり、適度な「普惠型」児童福祉政策はとりわけ困難な生活環境にいる児童グループを保護することを中心に、適度に保護対象の範囲を拡大しつつ、できるかぎりより広範の児童を保護する目的を達成する。次に、児童福祉保障のレベルは適度である。適度な「普惠型」児童福祉政策は児童福祉保障のレベルを向上させることを目的として、従来の「補充型」児童福祉政策を変えるべきである。ただし、保障のレベルは国の経済、地域の現状などの要素によって重点とでないという区別を行い、経費と人手に限りがある背景に、最大の効率を達成することを期する。最後に、子供の福祉サービスシステムは適度である。従来の施設を中心とする福祉政策実施するモードを家庭を中心とする支援体制に整え、福祉サービスを提供する。

（二）児童福祉に関する法律の整備

児童福祉を実現するには法律の保障が必要である。現在の中国の児童福祉に関する法律にはいくつかの問題があげられる。一つは、立法の理念が遅れており、重視の度合いが足りないため、児童福祉に関する法律の大多数は成人立法に埋没している。もう一つは、児童福祉に関する法律の内容は専門性が足りなく、形式はさまざまである。児童の権利を専門に保障する法律と行政法規は少ない。児童福祉権の保障は『未成年者保護法』や『婦人児童權益保障法』などの法律法規の間に散見している。なお、それらの法律は虐待

を受けた児童、遺棄された児童、貧困家庭にいる児童、障害児、浮浪児などの弱い児童群体に対する保護はまだ不十分なところがある。中国の法律には、児童福祉問題を統合する『児童福祉法』が欠けている。より徹底的に児童の福祉を確保するためには、『児童福祉法』を制定するのは今後中国の一つの課題になるかもしれない。それについては、児童の安全、平等と発展をその価値とし、児童福祉の責任を負う機関、児童福祉サービスを提供する施設やサービスの対象とサービスの質、または法的責任などを明確にすることも今後の課題である。

1 劉繼同「当代中国の児童福祉政策仕組みと児童福祉サービスの体系」(上) 青少年犯罪問題 2008 年第 6 期 14 頁。

2 劉繼同・同上 15 頁。

3 魏莉莉＝董小萃「中国児童政策発展趨勢研究」中国青年研究 2012 年第 3 期 88 頁。

4 魏莉莉＝董小萃・同上 89 頁。

5 魏莉莉＝董小萃・同上 89 頁。

6 劉繼同「中国児童福祉立法と政策仕組みの主要問題及び構成の特徴」中国青年研究 2010 年第 3 期 27 頁。

7 中国国家統計局『2019 年「中国児童発展要綱（2011-2020）統計監測報告」』2020 年 12 月公布。

8 中国国家衛生健康委員会＝国連児童基金会中国事務所＝中国疾病予防センター『中国 0-6 才児童の生存発展策略—証拠から行動まで』（北京大学医学出版社、2017 年）8-21 頁。

9 国連児童基金会＝中国国务院婦人児童委員会＝中国国家統計局『中国児童発展指標図集』（2018 年）104-110 頁。

10 国連児童基金会＝中国国务院婦人児童委員会＝中国国家統計局・同上 110-116 頁。

11 国連児童基金会＝中国国务院婦人児童委員会＝中国国家統計局・同上 117-120 頁。

12 国連児童基金会＝北京師範大学公益研究院『新しい時代中国特色のある児童福祉保護体系の全面的な構築』（2020 年）6-9 頁。

13 国連児童基金会＝北京師範大学公益研究院『新しい時代中国特色のある児童福祉保護体系の全面的な構築』（2020 年）8-9 頁。

14 中国民政部「2018 年農村置き去りされた児童に関するデータ」（2018 年 9 月 1 日

公布)。

¹⁵ 中国国家统计局『2018年「中国児童発展要綱（2011-2020）統計監測報告」』
2019年12月公布。

¹⁶ 中国国家统计局・同上。